<概要>

- ●個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行日については、令和2年改正法の施行期日を令和4年4月1日としております。また、第23条第2項により個人データを第三者に提供しようとする際の経過措置(第23条第2項)の施行期日は令和3年10月1日としております。なお、法定刑の引上げ(第83条から第87条)については、令和2年12月12日より施行しております。
- ●個人データの漏えい等報告及び本人通知は現行法では努力義務であり、改正法により、これが義務化します。「個人情報保護委員会への報告」及び「本人への通知の義務化」は事業者にとっても重要な関心事項です。義務化について、改正後の個人情報の保護に関する法律(漏えい等の報告等)第22条の2では、次の様に説明されています。

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければない。

- ●個人情報保護法改正のポイントは、以下の6項目です。
 - 1. 個人の権利保護を強化
 - 2. 事業者の責務を追加
 - 3. 企業の特定分野を対象とする団体の認定団体制度を新設
 - 4. データの利活用を促進
 - 5. 個人及び法人に対するペナルティを強化
 - 6. 外国の事業者に対する罰則を適用

関連リンク先 個人情報保護委員会 - PPC | 個人情報保護委員会

https://www.ppc.go.jp/